

<地方行政を読む・埼玉県全般>

上田知事の議会軽視 「筋金入りの提案」と多選自粛を自画自讃あげくの果てに “四期出馬”の県民騙し

(2015年7月4日)

立候補する前に、「筋金入りの提案」を取り下げる理由を明らかにせよ

自分が定めた条例に違反してまで立候補するというのであれば、本来は定めた条例を廃止するなり、改正・修正するなり、先にやるべきことがある筈だ。「置かれている状況や実績、今後の政策を総合的に判断していただくことが重要だ」と述べ、条例破りの是非については選挙で問うとする従来の考えを繰り返した。

しかし、これはどう考えても「問題のすり替え」でしかない。選挙で勝ちさえすれば、条例無視であろうが違反であろうが了解されたと主張していると同じだ。県議会で定めた条例とは、県にとっては法律といってもいい。その法律を破って「是非は選挙で問う」など、まるで県民を愚弄しめてあそぶ無礼ここに極まる県民騙しである。

平成16年8月公布の「埼玉県知事の在任期間に関する条例」を再確認する

県議会 6月定例会(6月26日)で上田知事は、「『連続して3期を超えないように努める』という多選自粛条例の努力規定を守りきれないことになり、率直におわび申し上げます」と謝罪した。

(「産経新聞」平成27年6月27日)

上田知事が4期を目指して出馬することは、埼玉県民ならずすでにご存じだろう。その立候補が条例に違反していることも、ご理解いただいているものと思われる。

平成16年8月3日に公布された**埼玉県条例第52号**をご確認いただきたい。

「埼玉県知事の在任期間に関する条例をここに公布する。

埼玉県知事の在任期間に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、知事が幅広い権限を有する地位にあることにかんがみ、知事の職

に同一の者が長期にわたり在任することにより生ずるおそれのある弊害を防止するため、知事の在任期間について定め、もって清新で活力のある県政の確保を図ることを目的とする。

(在任期間)

第2条 知事の職にある者は、その職に連続して3期（各期における在任期間が4年に満たない場合も、これを1期とする。）を超えて在任しないよう努めるものとする。」

これが平成16年8月に公布され施行された埼玉県条例であり、こんにちまで変更されたこともなく、改変されるような提案をされたこともない。今回、上田知事は自らが定めたこの条例に反して4期目知事を目指そうとしているのだ。ここに疑義が生じるのは当然のことである。

「それは原則としてはその通りだけれど、本人がもう一度やりたいと言っているから仕方ないだろう」そうした「何となく、まあ…」といった雰囲気、上田知事の4選立候補を「馴れ合い的」に容認している人たちもおられるかも知れない。しかし世の中には守らなければならない「定め」「掟」というものがある。

あの場面をもう一度

公の場で「定め」「掟」を決める際には形式的ではなく、目の前にある現実の実体に即した現場の証言が求められる。問題となっている平成16年8月公布の多選自粛条例にしても、これが県議会で制定されるまでに熱い議論が戦わされている。11年も前のことだが、これを忘れるわけにはいかない。

以下、やや長文になるが、平成16年の県議会定例会記録から当時のやりとりを再現してみる。

(以下「埼玉県議会議事録」より引用。一部省略)

平成16年7月13日（第1日）「知事の提案説明」（抜粋）

◇上田清司知事

第八十七号議案「埼玉県知事の在任期間に関する条例」は、知事が幅広い権限を有する地位にあることにかんがみ、私に限って、知事の職に連続して三期を超えて在任しないよう努める旨、定めるためのものであります。

平成16年7月16日（第4日）「知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問」（抜粋）

◇田中龍夫議員

二点目に、第八十七号議案「埼玉県知事の在任期間に関する条例」について質疑します。本条例は、いわゆる多選自粛条例であります。開会日における知事の提案説明では、「私に限って、

知事の職に連続して三期を超えないよう努める旨、定めるものでございます」と明言されました。私も基本的には、幅広い権限を有する知事にあること、また、清水も長くとどまれば濁ってくるの例えがあるように、多選の弊害を考慮すれば、多選自粛には賛成であります。

今回、上田知事が自分自身だけに限って提案したことはなぜなのか。多選は自粛すべきであるという信念に揺らぎがあるからではないのか。多選自粛について恒久的な信念がないなら、条例として提案することは議会に対して失礼なことであり、むしろ知事の公約程度にとどめておくことで十分かつ適切ではないのか。条例が議決されれば、知事が幾ら私に限ってと言っても、後任の知事をも当然制約することとなります。信念がないまま後任の知事に対してまで在任期間を制限するのは不遜でもあります。知事の考えをお聞きします。

◇上田清司知事

次に、第八十七号議案「埼玉県知事の在任期間に関する条例」についてであります。

私は、衆議院時代のときも、各会派、党派の方々と打ち合わせをしながら、実は、知事と政令指定都市の首長の四選禁止法案を国会に提案する寸前まで詰めたことがありました。あいにく政権の枠組みが変わったりして、このこと自体はとんざいたしましたが、超党派で取り組みました。

そのときの資料を見ますと、例えば、自由民主党からは、経済企画庁長官や沖縄及び北方対策担当大臣などを務められた尾身幸次先生、現経済産業大臣の中川昭一先生、現総務副大臣の山口俊一先生、こういった方々が同じ提案者のメンバーでありましたし、当時の社会党からは、現社民党副党首の横光克彦先生、日本新党からは、現内閣府特命担当大臣として、沖縄・北方担当をなさっておられます茂木敏充先生、元科学技術庁長官の江田五月先生、そして新生党では私が筆頭提案者になっておりました。民社党からは、民主党国会対策委員長を務められた川端達夫先生、また、さきがけから鳩山由紀夫先生、そして自由党からは、元総務庁長官の太田誠一先生などが先頭に立っておられたことをよく記憶しております。

また、当時参考にしました、昭和四十二年に自由民主党から提出されました知事の四選禁止法案も、これは審議未了で廃案になりましたけれども、その提案者には、故小渕恵三元総理、橋本龍太郎元総理、大蔵大臣、外務大臣を務められた渡辺美智雄先生、通産大臣、防衛庁長官を務められました山中先生等々、まさに自由民主党だけではなくて国政そのものを一所懸命引っ張った方々が提案者にもなっておられました。

まさにそういう意味では、知事の高選問題というのは古くて新しい課題であります。憲法上あるいは法律上、制限もありますので、私は自粛条例という形で提案させていただいておりますが、単にマニフェストで約束をしたということではなくて、私自身の筋金入りの提案でもあります。また、条例案について、私自身に限るということではありますが、正に法律や憲法上、制限がされておりますので、おのずからの政治信条、政治信念に基づくという意味で、ある程度限定をさせていただきます。御理解を賜りたいと思います。

平成 16 年 8 月 2 日（第 21 日）「総合政策委員長報告」（抜粋）

◇総合政策委員長 渋谷実議員

総合政策委員会における審査経過の概要について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案二件であります。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、第八十七号議案について、「この条例案は、憲法や地方自治法などに抵触しないか。また、地方自治法に定める条例制定権との関係はどうか」との質疑に対して、「本条例案は、基本的に、努力規定であるため、憲法、地方自治法、公職選挙法のいずれにも抵触しない。また、地方自治法第十四条第一項は、「地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて同法第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる」と定めています。本条例案の内容は、団体自体の組織に関する事項であり、条例制定権の範囲内にあるものとする」との答弁がありました。

次に、「三期を上限とした理由は何か」との質疑に対し、「三期としたのは、県の長期の計画は十年程度の計画期間で定められているものが多く、準備期間も含め十二年を限度とする期間の中で事業の成果を遂げることができるものとする。また、既に条例化した他の自治体でも三期を限度としている」との答弁がありました。

次に、「三期と定めることで、職員の志気への影響はないか」との質疑に対し、「職員の志気については全く影響がない。知事が三期務められた場合でも、職員は、知事の任期満了まで、知事の政策実現に全力で尽くす」との答弁がありました。

次に、「知事の政治信条を条例化する理由とは何か」との質疑に対し、「条例化は知事がマニフェストに掲げた公約であり、その公約を実現していくことが県民に対する責務である。議会の審議を経て条例化することによって、知事の職にある自分自身を一層戒めていきたいというのが知事の考えである」との答弁がありました。（中略）

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案二件について、採決いたしましたところ、いずれも総員をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

絶大な権力を持つ県知事の大選は許されない

平成 16 年 7 月の上田知事の答弁を読み直してみると、思わずこちらが赤面するほど大物政治家の名前をずらりと並べたてている。元首相の橋本龍太郎・小淵恵三・鳩山由紀夫、更には中川昭一・尾身幸次……。その真ん中に自分の名を入れ、あたかも「自分はこうした大物政治家と肩を並べる者である」と言わんばかりだ。

そうした大政治家の名を連ねて、上田知事は「知事の職にある者は、その職に連続して3期を超えて在任しないよう努める」という条例を自ら強力に推し進めたのだ。それだけではない。県議会議事録を読めばおわかりの通り、上田知事は「単にマニフェストで約束をしたということではなく

て、**私自身の筋金入りの提案**」であると権威ある県議会で議員を前に大啖呵を切ったのである。県知事が県議会で「筋金入り」と、重々しく口にした論言。それを簡単に破ってしまう軽薄さ。凶々しいにも程がある。条例の採決では、自民・公明・地方主権の会・民主党・無所属が原案可決に賛成、共産党だけが反対に回り、最終的には可決されているのだが、ここでもう一度原点に立ち返って考えてみたい。

なぜ知事が「連続して3期を超えて在任しないよう努める」必要があるのか。その答えは、上田清司知事自身が提示している。「**知事が幅広い権限を有する地位にあることにかんがみ、知事の職に同一の者が長期にわたり在任することにより生ずるおそれのある弊害を防止するため**」であると吹いているのだ。平成16年の提案以前に、衆議院議員だった上田清司議員は「知事と政令指定都市の首長の4選禁止法案を国会に提案する寸前まで詰めた」とも話している。

知事という職務は、それほど絶大な権限を有しているのだ。

連続して3期を務めれば、必ず「癒着」が生じるのだ。

上田清司知事でなければダメだ！という声の正体

県市長会など一部から「ぜひもう一度上田知事で。上田知事でなければダメだ」という声があがっているという。恐らくそれは事実だろう。その事実こそ、「癒着」の証明ではないのか。

「F1ドライバーがいつも時速200キロ以上で走行し事故を起こさないからといって、高速道路でスピード違反が適用されないと主張するのと同じだ」。質問に立った自民の荒川岩雄県議は「多選の弊害は防げると思うようになった」（5月の定例会見）とした上田知事に対し、例えを挙げて条例順守を迫った。更に、上田知事が後継擁立を断念する要因となった「上田知事でなければダメだ」との県市長会などの意見について、「これこそ癒着の始まり。条例を守らなくてもよいという先例は大きな弊害だ」と指摘。さらに「県民の期待ではなく、一部の人たちの考えとしか思えない」と突き放した。（「産経新聞」平成27年6月27日より引用）

6月26日に行われた荒川岩雄県議（自民）のこの質問に対し、上田知事は次のように答えている。「癒着を防ぐために工夫をしてきた。『私に弊害がない』と聞こえたとすれば舌足らずな発言で、今後注意していく」。更に「立候補は条約違反ではないが、それ以上に説明責任が重く問われている」とも語っている。

考えるべきは、自らが定めた条例に違反してまで無理矢理に4選を狙うその奥に、本当に「癒着」がないのか、である。いや、正確に言うなら「癒着を匂わせるような」あるいは「癒着を疑われても仕方のない人的関係」が絶対はないかどうかである。

すでに本紙は『大宮警察署等統合庁舎新築工事』に関わる上田知事とエム・テックの怪しい関

係を記事として掲載している。

「上田清司知事とエム・テック代表」との裏の関係が透けて見える「大宮警察署等統合庁舎新築工事」の歪んだ入札の現状 をご参照ください。

エム・テックの問題は、県議会を通らない。通るところかエム・テックの不正行為を是認した県の姿勢、そのことは上田知事とエム・テックとの裏の交流を露わにしたことに他ならないのだ。このような状況が暴露した以上、県民の代表である県議は与党・野党に限らず議員全員が、上田知事とエム・テックの癒着の疑惑を糾すことこそが埼玉県議会議員の議員としての任務である。この任務を遂行することこそが県民の代表として、県民に答える議員としての誠意である。

市内に配布された「怪文書」は “上田去れ” の職員の口に出せない叫びであった

上田知事は掟を破り県民を欺き、自ら分析したように知事が持つ「幅広い権限を有する地位」にしがみつこうとしている。県職員の上田知事に対する反撥の声が「怪文書」となって流れている。職員らの「怪文書」は職員らの溜まりに溜まった “上田去れ” の叫び声なのだ。

上田知事は女性にも手を出すようだ。うそ寒くなる話も多くある。怪文書の内容は県庁舎の職員の手でなければ書けない内容だ。いずれ県民の皆さんの目に入るであろう。

ともかく上田知事 67 歳にして老醜ここに窮まれりといったところだ。

埼玉県民は総力を挙げて上田清司知事の4選を阻止しなければならない。そうしない限り、統合庁舎新築工事も前進しないし、あちこちに蠢く癒着を断ち切ることができない。

それは埼玉県の未来が、淀んだ暗がりに向かっていくことを意味する。

“塚田桂祐氏 埼玉県知事選に出馬” 条例破りの腐った知事か… 刷新の知事か…

塚田桂祐氏は行政の道をあらゆる角度から体験した優秀な人物だ。

本来、県自民党が「いの一番」に推薦すべき人物だったのだ。

本紙は彼を以前から知っていた。男子として毅然とした中に涙もろく子供大好き人間だ。日本の為に働く囑望の人物だ。埼玉自民党県議団が「天皇の執刀医」に踊り狂ったことで、無駄な日月を費やしてしまった。その醜態を県民に対して素直に謝罪し、県民の皆さんに賢明なる選択をお願いするのだ。塚田氏は埼玉県の為になる本物の行政マンだ。

この人物を埼玉県再生の原動力とすれば、彼は県民のために懸命に働く人物だ。

塚田桂祐氏を選択した埼玉自民党県議団の遅かりしと言えども、本物を探し当てた。

塚田氏は、埼玉県の為になる人物だ。埼玉県の地場の人達の為に働く人物であることを改めてお伝えしたい。上田知事などとは桁違いの清しい優秀な人物だ。塚田氏は知識人で且つ、積極的

活動家だ。よくぞ知事職にしがみつくと条例破りの利権屋知事の対抗馬として立上ってくれた。

埼玉県のだんだ空気を刷新の風で吹き飛ばそう！！

「権力は腐敗する、絶対的権力は絶対に腐敗する」—イギリスの政治家アクトン卿の言葉である—

上田清司知事は平成16年7月時点では、それを明確に理解していた。どんなに優れた者であっても長期政権は腐敗する。田中龍夫議員が上田知事を前に述べた如く、「どんなに清らかな水でも、長く同じところに留まれば濁りを生む」正にその通りだ。

埼玉県民は絶対に、上田知事4選をさせてはならない。議会を愚弄し県民を前に虚言を吐いた恥じなき男に、県民は断固として鉄槌を下さなければならない。でなければ埼玉県は常にだんだ状態のままで、明るく温もりのある未来はやってこない。だから刷新の風でだんだ上田県政を吹き飛ばすのだ。

お母さん方の上田知事批判（収録）

（上田知事の「多選自粛条例」は子供達の教育上悪影響を与える）

話しは変わるが、取材の中でご婦人方からこんな上田知事に対する批判の声を聴かされたのである。

「多選自粛条例」は、上田さんご自身で11年前に県議会に諮り、可決された条例ですよ。

上田さんは当時、多選は弊害があるから止めなければいけないと仰ってました。

でも今になると、上田さんご自身自らで言葉を撤回してしまい「今の自分には多選の弊害はない。だから多選で県民の審判を仰ぎたい」などご自身の言質をガラリと変えてしまいました。

これって、私たちに嘘をついたことになりますよね。わたしは子供に嘘をついてはいけないと教えています。県民の代表の上田さんが、平気で嘘をついて…。

子供が「お母さん、上田知事は今度も知事選に出るんだって、あの人はお母さんが言っていた3期以上は知事をやらないってことを決めた偉い人だと言ったよね。あの人は偉い人なんですよ。偉い人がなんで平気で嘘をつくの…」って問い詰められて返す言葉もありませんでした。主人も怒っていました。

「県のトップの知事が、公約違反を犯していいのか？ 県民の前に嘘をついていいのか？ 法的な拘束力がないからって、選挙に勝ちさえすればいいのか」って…「あいつ(子供のこと)ら大人の話をしっかり聞いてるんだな。恐いな…嘘はつけない。上田知事の嘘は子供にまで批判されたことになる。偉い人が平気で嘘をついたと、子供に悪い影響を与えてしまった」とえらい剣幕で怒っていました。

話しに参加している別のご婦人は、次のように語る。

埼玉県の人口は725万人ですよね。上田知事さんは、ご自分の思いつきを有権者に訴えれば何とかなると考えておられるようだけど、非有権者の意見も大切だと思います。8月の知事選のことは、家庭内でも学校でも話題になっているんです。

うちの子は中学生でしょ。知事は公約を守らないし、自分が勝つためには手段を選ばないんだって…と言うのよ。わたしはどう答えればよいのか判りませんから困ってしまったわ…と話すのだ。

お歳を召したご婦人も、子供たちの揺れ動く多感な感情を考えますと、上田知事さんの多選自粛発言の取り消し再出馬は、私たち大人から見て教育上まことに良くない最悪の選択です。上田知事さんは私たち県民を軽く見てますよ…。

家(うち)でも息子が勤めから帰って食事をしながらこうした話が出ると、孫が「ジーッ」と大人の話の聞いているのよ…お爺ちゃんも「上田知事は掌を返したな」って…「上田知事が条例違反を犯した罪は、一生消えることはない」って…「いずれ他の県の知事もこれに倣って後にくだらう」って…「その度ごとに上田知事の非常識が取り沙汰され汚名を県民が被るんだ」って…。その時、孫が「上田知事って悪い人なんだね」って言うんですよ。私、本当に困ったんです。どこのお宅でもこうした話は食卓でするでしょと語る。

こももご婦人方の話は尽きなかった。上田知事の本選自粛破りは子供達にまで悪影響を与えているのだ。上田知事はこれ以上、県民に政治不信を与えてはならない。理屈ではなく、知事自身が本選反対の原点に立ち戻ることだという県民の声は日々膨らんでいく。■